



日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。



編集・発行 日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7 TEL 03-5978-3580 FAX 03-5978-3588

<http://www.jichiroren.jp/> Email : info@jichiroren.jp

知ってる?

考えてみよう

日本国憲法



——憲法の輝きを職場・地域・世界に——

 自治労連



「憲法」ってなんだろう!?

市役所生活保護課の恵一君と法子さんの会話より



ケンイチ 「ノリコ先輩お疲れ様です。ちょっと聞いていいですか」

ノリコ 「あらケンイチ君お疲れ様、どうしたの？」

ケンイチ 「最近テレビや新聞で憲法のことがよく出ますよね」

ノリコ 「そうね、最近良く聞くようになったわね」



ケンイチ 「いま自衛隊がイラクに行ってるけど、憲法のせいでちゃんとした貢献がでないなんていっていますし、『国際貢献』やアメリカのことを考えると、日本だけ参加しないってわけにもいかないかなーと」

ノリコ 「ファルージャでは何千人という住民が戦争の犠牲になってるのよね。アメリカと一緒に自衛隊の戦車を並べることが国際貢献かしら。ドイツ、フランス、カナダなどは参加してないし、スペインは撤退、オランダも引き上げるようよ。憲法は『平和的に解決しよう』って言ってるわ」

ケンイチ 「でも、ニュースじゃ多くの政治家が結構みんな『憲法はもう古いし、現実合わない』って言ってますよね」

ノリコ 「ケンイチ君はどう思う?『現実合わない』と思う?」

ケンイチ 「『環境権』や『プライバシー権』って、日本の憲法には書いてないんでしょ? 入れないとダメかなーと」

ノリコ 「でも、それって憲法を変えなくてもできるんじゃないかしら。ところでケンイチ君、就職したとき『サービスの宣誓』をしたけど、憲法をしっかりと読んだことある?」

ケンイチ 「恥ずかしながら、ちゃんとはないですね」

ノリコ 「憲法って、私たちの仕事に直接かかわる大切なものなんだけどな。君が担当している生活保護の仕事も憲法25条などと関係しているのよね」

ケンイチ 「あー、そうでしたね。でも憲法を変えようという話がよく聞かれますよね?」

ノリコ 「政党も改憲の案を発表したり、2007年にも憲法改定の国民投票を実施するとか言われているわよね。でも、私たち国民がよくわからない間に国民投票ってちょっと心配じゃないかしら?」



ケンイチ 「そういえば、いつのまにか変えられちゃうってのはどうかなあ…」

ノリコ 「…ところでケンイチ君は、『自分らしく、自由に生きていきたい』と思う?」

ケンイチ 「へ?何ですか、唐突に」

ノリコ 「それから、『自分の仕事にやりがいを持って働きつづけたい』と思う?」

ケンイチ 「まあ、そうですね。誰でもあたりまえにそう思うんじゃないですか」

ノリコ 「そうよね。ねえケンイチ君。今度、みんなで『憲法って何だろう』ってトコロからいろいろ話し合ってみない?キミの同期の仲間なんか誘って楽しくやりましょうよ」



ケンイチ 「なんか乗せられちゃったかなあ。でも、そうですね、公務員として、国民として憲法を知り、考えたいですね」



…さあ、皆さんも一緒に考えてみませんか?

憲法ってなに？

明治憲法のように、昔の憲法は皇帝や国家権力者が国民を支配するためのものでした。しかし、近代の憲法は、国(支配者)を規制し、国は絶対に国民の権利を守らねばならないとしたことです。

日本国憲法は前文と103の条文でできています。戦争への反省と世界のすんだ考え方を集め、国民を主人公に「人々のさまざまな権利」を国に認めさせる、世界で最もすんだ内容を持っています。

また第99条で天皇や政治家、裁判官や私たち公務員に「憲法尊重擁護義務」を課している点も特徴です。権力を使うものは国民の人権を侵害してしまいがちな立場にいるため、特に憲法を守らなければならないとされているのです。



第12条[自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法第97条[基本的人権の由来特質]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

憲法第99条[憲法尊重擁護の義務]

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

しかし「憲法」があるからといっても国民が黙っていたら「権力者」は法を守らないことが多いのです。最近でも、武器を持った自衛隊をイラクに派兵したり、働く者の権利や福祉、国・自治体の責任が後退して、強い人・お金持ち・エライ人中心の世の中にされそうになっています。だから第12条にいう国民の「不断の努力」が必要であり、労働組合などの活動も大切なのです。

考えてみよう 第9条

世界の「平和への願い」の結晶

国際社会は、2度の世界大戦でどの国の人たちも悲惨な経験をしました。日本国憲法第9条は、世界の平和を求める世論と日本がおこなった侵略戦争への反省をもとに生まれた、日本国民の平和の決意の結晶です。

紛争の平和的解決を求め、武力の行使と威嚇^{いかく}を原則的に禁止した国連憲章の精神をさらに徹底した日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意して憲法を制定」(前文)し、第9条は「戦争放棄と武力の不保持」を日本国民と世界に向かって高らかに宣言し、国に歯止めをかけたのです。

現在、憲法に何らかの平和条項を持っている国は150近くにひろがっています。

憲法9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

大江健三郎さんが語る

『希求する』 に込められた願い

作家の大江健三郎さんは、憲法と教育基本法に『希求する』という聞き慣れない言葉が使われていることをあげ、「これは平和と民主主義の秩序をつくりあげていこうという気持ちで書かれたもの。若い人たちが『希求』して憲法をたてなおすことが重要」と言います。

【「九条の会」呼びかけ人】



戦後60年間、戦争させない力に

明治憲法下の約60年の間日本は、日清・日露戦争、2回の世界大戦など朝鮮半島はじめアジア諸国等に、何度も戦争・武力行使を繰り返してきました。

しかし、戦争放棄と戦力不保持を憲法に明確にうたった日本国憲法制定後の約60年間は一度も武力行使を行わず人命を奪っていません。これは、第9条と平和を願う国民世論と運動によるものです。

基地反対闘争、原水爆禁止運動、非核平和自治体宣言運動、ベトナム反戦など、戦後多くの国民的な運動がとりくまれ、非核三原則や武器輸出三原則など第9条を政治にいかす政策も具体化されてきました。

世界に広がる「9条を生かし平和を」の声

1999年5月に世界の市民団体100カ国・1万人の参加によりオランダで開催された「ハーグ平和アピール市民会議」で、「公平な社会秩序のための基本10原則」を採択。その第一項目で「各国議会は、日本の憲法第9条のように、自国政府が戦争することを禁止する決議をすること」としています。

さらに2000年5月に開かれた国連ミレニアム・フォーラムで「すべての国が日本国憲法第9条にのべられる戦争放棄の原則を自国の憲法において採用すること」を確認しました。このように第9条が世界共通の目標として掲げられています。

日本も2004年5月26日国会で承認した「東南アジア友好協力条約(TAC、16カ国)」では「武力による威嚇、または武力の行使の放棄」を基本原則としています。まさしく第9条と同じ理念がアジアの国々にも広がり、相互の信頼の基礎になっています。

政府もかつては第9条の原点を説明 ——「あたらしい憲法のはなし」

「いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか」と呼びかけ、新憲法では日本が二度と戦争をしないように、「戦争」と「戦力」を放棄する、ということを説明しています。そして「しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいこ

とぐらい強いものはありません」としています。

(1947年8月2日、文部省が発行した中学1年生用の社会科の教科書「あたらしい憲法のはなし」より)



だれが、どうして? 9条を変えたいの

本音は「海外で戦争ができる国づくり」

「憲法9条は古くなった」「テロ対策などの国際貢献が行えるようにしないと」「北朝鮮からミサイルが発射されたことを考えると」など憲法第9条と平和原則を変えたいという人々からいろいろな説明があり、国民の中でも素朴な声が出ています。

しかし改憲を考える人たちの本音は「海外で戦争をできるようにする国づくり」です。アーミテージ報告やパウエル国務長官などアメリカの高官が第9条の改憲を要求し、それに呼応して改憲の動きがすすんできたことはマスコミも指摘しています。アメリカ政府がアフガンやイラクで行ったような戦争に日本が軍事力で「貢献する」ことを可能とするためです。

アメリカの戦争への参加体制づくり

1996年	日米安保共同宣言。事実上の安保条約改悪
1997年	新ガイドライン(日米防衛協力のための指針)
1998年	「周辺事態法」制定 日本「周辺」での武力攻撃の際、米軍の物資輸送、 労務提供など後方支援
2001年	「テロ対策特措法」成立 アメリカのアフガニスタンへの「報復攻撃」に参加。 自衛艦がインド洋に出航。
2002年	「武力攻撃事態法」など有事関連3法成立 「有事」の際に米軍と自衛隊が一体行動。 武力攻撃が「予測」されれば発動を可に
2003年	「イラク特措法」制定。 米英のイラク攻撃への自衛隊の参加
2004年	有事関連7法・3条約可決 自治体に国民保護計画づくりを義務付け



Q&A

Q:「自衛隊」を認め国際貢献ができるよう「改正」すべきでは?

A: イラクの問題で考えてみましょう。自衛隊派兵は「人道支援」と言われ、「非戦闘地域」に限定されて一人のイラク人も殺していません。憲法第9条を守っていたからです。第9条を変え、自衛隊を軍隊と認めれば、例えば6000人もの市民が殺されたフアルージャの掃討作戦にアメリカと一緒に参加したことでしょう。海外での戦争に自衛隊が参加し、「外

国の人々を殺すこと」を認めていいのでしょうか。いまのようにアメリカいなしの政府では横暴なアメリカが起こす戦争に巻き込まれ、不名誉な人殺しをすることになりかねません。それよりも、第9条をいかして食料・医療・教育をはじめインフラ整備などで日本の技術などを提供する、軍事に頼らない平和的外交努力で国際貢献を考えることが大切ではないでしょうか。

くらしや権利は……

個人の尊重・人間らしく生きる権利を なによりも大切に

だれもが個人として大切にされ、人には生きていく価値があることを、憲法は「個人の尊重」「基本的人権」として侵すことのできない「永久の権利」と定めています。

「憲法なんか職場やくらしには関係ないのでは？」との声がありますが、生活不安や権利の侵害は、国が憲法を無視し、責任を放棄していることから生じている問題です。



国民の権利・国の義務も明記

思いがけない事故・病気・会社の倒産など個人の力だけではどうしようもないことが人生には起こります。どういう状態になっても自由や平等を国や社会が現実的に保障することが必要です。憲法は第25条など様々な条項で国民の権利と国の役割を明記し、生活保護法、健康保険法、児童福祉法などの法律が制度化されています。人権を守るためにも社会保障をもっと豊かなものにすることが必要です。

また子どもたちが主権者として成長することを願い、国民には教育を受ける権利、国には教育条件整備の責務を課しました。教育基本法はこれを具体化するもので、行政が教育に介入することを制約し、教育の民主化をめざしています。教育基本法は改悪でなく、生かすことが求められています。

憲法第11条[基本的人権]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第13条[個人の尊重と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第25条[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

はたらく者を守り、労働組合を認めた

戦争中は労働組合も解散させられ戦争を推進する組織に変えられました。憲法は第27条で勤労の権利と義務、労働条件の基準等を定め、それを実現するため、第28条で労働3権(団結権、団体交渉権、争議権)を定めました。

日本の労働組合は職場の権利を拡大し、平和と民主主義を実現する力として、国民とともに平和を守り、社会保障や地方自治を充実させてきました。

しかし政府や財界は、グローバル化と国際競争力を理由に労働法の改悪や「規制緩和」をすすめ、労働者に長時間労働と不安定雇用を押し付けています。憲法と国際労働基準にもとづき、大企業の手続きを規制し、「働くルール」の確立が求められています。

第14条[法の下での平等、貴族の禁止、栄典]

- ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

憲法第27条[勤労の権利と義務、労働条件の基準及び児童酷使の禁止]

- ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ②賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③児童は、これを酷使してはならない。

憲法第28条[勤労者の団結権及び団体行動権]

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

性や雇用形態の 違いによる 差別は許されない——

憲法第14条は全ての差別を禁止しています。現状は、「性」や「雇用形態」の違いによる、採用、賃金、昇任・昇格など多岐にわたる差別が存在しています。また、日本では思想差別も横行しています。憲法を生かして差別のない、平等な職場をつくりましょう。



地方自治は……

“憲法”を地域で生かす地方自治

戦前の帝国憲法には地方自治という制度はありませんでした。第8章「地方自治」は、憲法の定める基本的人権、恒久平和を国民主権の原則をふまえ、国民が生まれ、生活し、仕事をしていのちを終える地域で具体化するため定められました。

第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

この「地方自治の本旨」とは、住民が主権者という「住民自治」と国から独立しているという「団体自治」から成り立っていて、地方自治法は地方自治の目的を住民の安全や健康、福祉を保持するなど、「住民福祉の増進」にあるとしました。

いま小泉「改革」は、地方への財源をカットし、住民サービスを削る「三位一体改革」、自治体の「かたち」を変える市町村や都道府県合併、公務・公共業務の市場化、さらに首長公選制否定を盛り込んだ道州制さえも検討しています。憲法改悪と連動して有事法制によって地方自治体を戦争に組み込む体制づくりを進めようとしていることも警戒しなければなりません。



「9条こそが平和の守り」

くにたち
国立市長 上原 公子

有事10法の成立で、戦争への備えが整いました。なかでも国民保護法は、平和な平時から自治体を中心に戦時体制のための組織化をはかり、国民を統制していく法律です。憲法9条はすしと「武器輸出の解禁」がセットとなって、軍需産業一体のアメリカ

型経済国に移行させようという姿が、明確になってきました。私たちは、お腹を満たすために人を殺す国になんたくないし、正義と称して人権侵害を堂々とやる国にするわけにはいかないのです。

公務員は……

国民のいのちとくらし、安全を担う役割に

60年前まで公務員は「天皇の官吏^{かんり}」として国民を管理し、「召集令状(赤紙)の交付」など戦争をすすめる一翼を担いました。この過ちを繰り返さないため、憲法は第15条で全ての公務員を「(主権者である国民)全体の奉仕者」と位置づけ、同時に公務員にも労働者としての諸権利を与えました。ですから公務員は憲法尊重擁護の「宣誓」をし、国民・住民のために仕事をするを誓うのです。

第15条【公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】

- ①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない



《宣誓書》

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

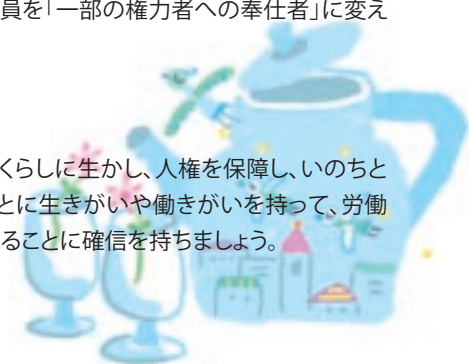
これは一つの原型です。あなたの自治体の宣誓書も見ましょう

この憲法の精神を具体化して作られたはじめての国家公務員法には、上司の命令が憲法に照らして問題があるような場合には意見を述べるができる「意見表明権」が盛り込まれていたことは特筆すべきことです。しかしアメリカ占領軍マッカーサーによるスト権剥奪とセットでこの規定も削除されました。

いますすめられる公務員制度改革は公務員を「一部の権力者への奉仕者」に変えるもので憲法改悪とセットです。

憲法があるから……

憲法があるから、住民と向き合い、憲法をくらしに生かし、人権を保障し、いのちとくらし・安全を守り、地域づくりをすすめることに生きがいや働きがいを持って、労働組合をつくり労働者としての権利を主張できることに確信を持ちましょう。



憲法をかえるとどうなるの？

いま自民党や民主党は憲法改悪の準備をすすめています。「2007年に改憲案を提案し国民投票を行う」と自民党の幹部は発言しています。

第9条をかえるねらいが「海外で戦争できる国」にあることはふれました。しかし「改定」は第9条だけではありません。それは「社会の在り方」も変えなければならないと彼らが考えているからです。

政府に協力する自治体、無条件に従う子どもたち、大企業と軍事優先の税金の使い方、国家のためには我慢しようという社会にすることをねらっているのです。女性は「自分を主張せず子どもを産み育てればよい」となります。自民党は婚姻・家族における両性の平等規定(24条)まで変えたいと考えています。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

問題の多い「国民投票法案」

自民党は国会に憲法改正のための国民投票法案を提案する予定です。しかし現在準備されている法律案は、①成立要件の定めがなく、「有効投票数の過半数」で成立としている、②国民的な議論や考える期間が短く、国民が理解できない間に投票日がくる、③公務員の運動を禁止するなど、自由な運動や公正な報道が保障されないなど非民主的なものです。いまの状況では「国民投票法」は改憲の第一歩となる危険があります。

環境権など新しい権利は今の憲法で十分可能

「環境権やプライバシー権、知る権利などを大事にするための憲法改正」と自民党などは主張しています。しかし環境を破壊する大型開発をすすめ、盗聴法や住民基本台帳ネットワーク、国民保護法などを次々とつくり国民の人権を脅かしてきたのが自民党です。しかしこれらの権利は現行憲法の13条(幸福追求権)や21条(表現の自由)を生かし、国民が話し合い、行動すれば実現できます。憲法をもっともっと使いこなせばあらゆる権利がここから生まれて来ます。国民の声と運動で政府を動かすことで憲法は宝の山になります。

自民党案は、美しい言葉で第9条と国民の権利を改悪

憲法のどこをどのように変えようとしているのか、自民党憲法調査会がまとめた『憲法改正草案大綱(たたき台)』で考えてみましょう。

このたたき台は「己も他もしあわせになるための共生憲法をめざして」の副題がついています。プライバシー権、地球環境の保全、非核三原則などを明記するなど美しい言葉を並べ、肝心の第9条や国民の権利を改悪しようとしていることを見えにくくしています。

憲法「改正」が国家権力への歯止めになるのか、だれがどのように幸せになるのかなど、憲法を自分の生き方や働き方と重ね想像力を発揮して考えてみましょう。

・国民の「国防の責務」などを明記

「国民の責務」として「国防の責務」と「社会的費用負担の責務」を明記。また首相が「国家緊急事態」を公布するとして事実上の戒厳令の権利を与え、「基本的な権利・自由の制限」を可能としています。

・自衛軍を明記し平和主義を骨抜きに

戦争と武力の放棄を一方でいいながら「自衛軍」を創設することを明記し、海外での武力行使を可能としています。

・国民に憲法擁護の責務を負わせ、憲法の本質をゆがめる

国民が政府や支配者の横暴を抑えるという憲法の基本的性格を変えています。

・憲法改正手続きでも国民投票抜きに

改正発議を国会議員の過半数にするなど、国民投票抜きに国会の3分の2の賛成だけで可能としています。

・都道府県をなくし、直接公選制も見直す

地方自治体は道州・市町村・自治区にし、市町村の議会の設置や首長の直接公選制を憲法規定からはずしています。



花ひらかせよう!! 日本国憲法

自分らしく、人間らしく、生き働くために

私たちは、いろいろな環境・境遇のもと、生まれてきました。一人の人間として育ち、生き方・価値観は違っても「自分らしく自由に生き働き、恋愛したり、結婚したり、平和のうちに幸せに暮らしたい」と、日々努力しながら生きているのではないのでしょうか。貧富の差や、老若男女、障害のあるなしにかかわらず、人間として、いのちを大切に有意義な人生を送りたいという思いは、世界共通ではないのでしょうか。

自治体や関連職場で働く労働者は、人の「いのち」の重みを感じながら、憲法をいかし「誰もが健康で文化的な生活」を送れるように、基本的人権を制限することなく、民主主義や平和を守り、日夜努力し働いてきました。

日本国憲法はこうした労働者としての権利を守り、その生活を保障し、増進のために大きな役割をはたしてきました。

外国に武器を持って攻めることなく、60年間人を殺さず、殺させなかった憲法第9条。戦前は「戦争に反対」も言えなかった時代があったことを忘れてはなりません。

自分らしく、人間らしく、生き働くために、日本国憲法をいっそう輝かせ、生活に仕事に平和にいかしましょう。

「憲法は国民から国家への命令書」

<井上ひさしさんは語る>

法律は国から国民に対して命令したのですが、憲法は国民から国家への命令書。「われわれ国民はこれを君たちに命令する」と言っているのです。9条で「戦争をしない」と命令しているのです。国民主権ですから、憲法と法律がぶつかって矛盾をおこせば憲法が優るのです。

〔「九条の会」呼びかけ人〕



「できることから運動を —— 憲法を読もう、いかそう、守らせよう」

1. みんなに声をかけ、学び、知らせましょう

- ・ 憲法前文、条文を仕事や生活に結びつけ読んでみよう。そして自分の言葉で話してみよう。

※参考文献:「日本国憲法改悪NO!」(全労連／労働者教育協会編):「憲法『改正』」(憲法会議／自由法曹団編)

2. あなたにできることから始めましょう

- ・ 「九条の会」アピール賛同署名などの署名にとりくみましょう。
- ・ 9日や3日など憲法にちなんだ日の地域宣伝行動に参加しましょう。
- ・ 職場・地域で「九条の会」を草の根で広げましょう。
- ・ 憲法を考える集会などに参加しましょう。
- ・ 自治体首長や議会に働きかけましょう。

※滋賀県庁関係職員でつくる「九条の会」、図書館に関わる人を中心とする「図書館九条の会」、「名古屋市職労青年部九条の会」などが発足し、創意工夫の活動をすすめています。

3. アジア・世界の友人と手をつなぎましょう

被爆60年となる2005年5月、世界の核兵器廃絶の運動と連帯し、ニューヨークで開かれるNPT再検討会議に青年を中心に代表団を送りましょう。

一人ひとりの力は小さくても、みんなの願いを集め、つなげれば大きな力になります。なかでも自治体に働く私たちは住民の方々や地域に幅広いネットワークを持っています。

職場の一人ひとりの心に灯をともしましょう!そして地域に広げましょう。